

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項及び第4項の規定に基づき監査を行ったので、その結果を同条第9項の規定により次のとおり公表する。

令和2年2月28日

精華町監査委員 船戸 明

同 安宅吉昭

令和元年度定期監査の結果について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項及び第4項の規定により定期監査を実施したので、同条第9項及び第10項の規定に基づき、その結果について次のとおり意見を付して報告します。

なお、同条第12項の規定により、当該監査の結果に基づき又は監査の結果を参考として措置を講じたときは、その旨を監査委員まで通知してください。

第1 監査の概要

1 監査の期間

令和元年9月30日から令和2年2月19日まで

2 監査対象部局

総務部危機管理室、健康福祉環境部環境推進課、事業部産業振興課、上下水道部経理営業課、上下水道部上下水道課

3 監査の対象

(1) 補助金等

ア 平成30年度に支出した補助金等のうち、1団体又は1個人に対する支出金額が8,000千円以上のものを対象とする。この場合においては、当該団体又は個人に対して令和元年度に支出した補助金等も

対象とする。

イ アに該当する補助金等が1件のみの部局にあつては、アに該当する補助金等に加えて、平成30年度に支出した補助金等のうち、総支出金額が最大となる補助金等も対象とする。

ウ アに該当する補助金等が無い部局にあつては、平成30年度に支出した補助金等のうち、総支出金額が上位2件となる補助金等を対象とする。

監査対象部局	補助金等名
危機管理室	① コミュニティ助成事業助成金 ② 木津防犯推進委員協議会支部助成金
環境推進課	① 家庭向け自立型再生可能エネルギー設備導入事業補助金 ② 古紙回収事業実施補助金
産業振興課	① 商工業振興事業補助金 ② 企業立地促進助成金 ③ 観光農業推進事業補助金
経理営業課	① 公共下水道接続工事普及奨励金

※ 補助金等は、負担金、補助及び交付金（節19）の補助金（細節2）に該当するものとする。

(2) 平成30年度定期監査において指導した事項の改善状況

4 監査の着眼点

(1) 補助金等

ア 必要に応じて要綱等が整備されているか。

イ 精華町補助金等の交付に関する規則及び個別の要綱等に基づき、交付手続が適正に行われているか。

ウ 補助金等の支出方法や交付時期は適正か。

エ 書類に形式上の不備はないか。

(2) 平成30年度定期監査において指導した事項の改善状況

平成30年度定期監査において指導した事項が改善されているか。

5 監査の方法

監査対象部局に対し以下資料の提出を求め書面調査を実施するとともに、令和2年1月24日に関係職員から説明を聴取した。

※監査資料

ア 補助金等

(ア) 補助金調査票（指定様式）

(イ) 調査票で指定した補助金交付事務に係る一連の書類

(ウ) 補助金交付について定めた要領や内規等

イ 平成30年度定期監査において指導した事項の改善状況

平成30年度定期監査指導事項等改善状況（指定様式）

第2 監査の結果及び意見

1 補助金等

(1) 必要に応じて要綱等が整備されているか。

ア 木津防犯推進委員協議会支部助成金

補助金等の交付に係る要綱等が定められておらず、補助金等の目的や交付金額の積算根拠についても起案上不明確であった。

補助金等の交付について、地方自治法（以下「法」という。）第232条の2では「普通地方公共団体は、その公益上必要がある場合においては、寄附又は補助をすることができる。」と規定され、「公益上必要かどうかを一応認定するのは長及び議会であるが、公益上必要であるかどうかの認定は全くの自由裁量行為ではないから、客観的にも公益上必要であると認められなければならない。」（昭和28年6月29日自行行発第186号高知県教委健康教育課長宛 行政課長回答）とされている。

そのため、補助金等の交付が、恣意的であったり、又は不公平であったりすることを防ぐことを目的に、補助金等の具体的な支出根拠として、精華町補助金等の交付に関する規則（以下「補助金規則」という。）で定めるもののほか、補助金等の目的、交付金額、交付要件等をあらかじめ要綱等で規定しておくことが適当である。

よって、補助金等の交付に係る要綱等を整備するなどした上で、補助金等の目的や交付金額の積算根拠についても起案上明確にされたい。

(2) 精華町補助金等の交付に関する規則及び個別の要綱等に基づき、交付手続が適正に行われているか。

ア 家庭向け自立型再生可能エネルギー設備導入事業補助金

補助金交付申請書が、自立型再生可能エネルギー設備の設置後3か月を超えてから提出されていた。

ヒアリング時の説明によると、補助金交付申請書の提出期限を、自立型再生可能エネルギー設備の設置日又は電力需給の契約日のいずれか遅い方の日から3か月以内として取り扱っているとのことであった。

精華町家庭向け自立型再生可能エネルギー設備導入事業補助金交付要綱第5条では「補助金の交付を受けようとする者は、精華町家庭向け自立型再生可能エネルギー設備導入事業補助金交付申請書を自立型再生可能エネルギー設備の設置後3か月以内に町長に提出しなければならない。」と規定されている。

よって、補助金等の交付を決定するため、補助金交付申請書の提出が、自立型再生可能エネルギー設備の設置後3か月以内に行われているかを適正に審査されたい。

なお、起案文書において自立型再生可能エネルギー設備の設置日を確認できなかったため、起案文書においてこれを明確にされたい。

イ 観光農業推進事業補助金

(ア) 規約の確認について

補助金等の交付決定に係る審査において、補助事業者等が組織及び運営についての規約の定めがある団体であることの確認がされていなかった。

平成30年度精華町観光農業推進事業補助金交付要綱第2条で定める別表では、補助対象者について「代表者の定めがあり、かつ、組織及び運営についての規約の定めがある団体」と規定されている。

よって、補助金等の交付決定に係る審査において、補助事業者等の組織及び運営についての規約の定めがあることを確認し、起案文

書においても明確にされたい。

(イ) 事前着手事由について

事前着手届において、事前着手事由欄に事前着手時期の記載があるのみで、補助金の交付決定前に事業を実施するやむを得ない事由の記載が不明確であった。

同要綱第10条では「補助対象者は、補助金の交付決定前に事業を実施した場合は、補助金の交付を受けることができない。ただし、やむを得ない事由により、補助金の交付決定前に事業を実施しようとする場合において、事前着手届を町長に提出したときは、この限りでない。」と規定されている。

つまり、補助金の交付決定前に事業を実施しても、補助金の交付を受けられるのは、やむを得ない事由がある場合に限られる。

よって、事前着手届において、補助金の交付決定前に事業を実施するやむを得ない事由を明確に記載するよう補助事業者等に対して求められたい。

ウ 公共下水道接続工事普及奨励金

補助金等の交付決定に係る審査において、補助事業者等が精華町の住民基本台帳に登録のある者であることの確認がされていなかった。

精華町公共下水道接続工事普及奨励金交付規程第7条第2項では、補助金等の交付を受ける資格について「排水設備計画等確認申請書を提出する時点で、精華町の住民基本台帳に登録のある者」と規定されている。

よって、補助金等の交付決定に係る審査において、補助事業者等が精華町の住民基本台帳に登録のある者であることを確認し、起案文書においても明確にされたい。

(3) 補助金等の支出方法や交付時期は適正か。

ア 補助金等の支出方法について

法第232条の5第1項では「普通地方公共団体の支出は、債権者のためでなければ、これをする事ができない。」と規定されており、支出に当たっては、①債務金額が確定し、②支払いの期限が到来して

おり、③支出の相手方が正当な債権者であることが必要である。この通常の支出方法に対して、同条第2項では「政令の定めるところにより、資金前渡、概算払、前金払、繰替払、隔地払又は口座振替の方法によってこれを行うことができる。」として、支出方法の特例が規定されており、補助金等の支出については、概算払と前金払によることができる。

概算払は、債務金額の確定前になされる支出であるため、事後においては精算を行い、概算払をした金額の過不足の有無を確認し、過渡しであったときには返納を、不足であったときには追加支払をするものであり、概算払をした場合は、概算払をした金額の過不足が無いときでも、必ず精算を行わなければならない。

そのため、精華町会計規則第64条第1項では「資金前渡を受けた者は用件終了後、直ちに精算書を作成し、証拠書類を添え、収支命令者を經由して会計管理者に提出しなければならない。」と規定されており、同規則第67条第2項では「第64条の規定は、概算払の精算についてこれを準用する。」と規定されている。

一方、前金払は、相手方の義務履行前又は給付すべき時期の到来前に、債務金額が確定している場合に限って行うことができ、しかも、その金額は契約又は法令によって確定されるものであり、後日不履行その他の事由によって客観的に金額の異動を生ずる場合のほかは、その本質上精算を伴わないものとされている。

(ア) 木津防犯推進委員協議会支部助成金

起案文書において、前金払を行う理由や、前金払を行う時点で債務金額が確定しているかどうか不明確であった。

上記のとおり、前金払は、相手方の義務履行前又は給付すべき時期の到来前に、債務金額が確定している場合に限って行うことができるものである。

よって、前金払をする場合には、その客観的な理由及び債務金額が確定している根拠を、起案文書において明確にされたい。

(イ) 観光農業推進事業補助金

補助金等が概算払により支出されているが、精算書が作成されて

いなかった。

ヒアリング時の説明によると、補助金等を2回に分けて支出しており、1回目は概算払により支出し、2回目は実績報告を受けて確定した補助金等の額から既に概算払済みの金額を控除した額を精算として支出しているため、概算払に係る精算書を作成していないとのことであった。

上記のとおり、概算払は、債務金額の確定前になされる支出であるため、概算払をした場合は、必ず精算を行わなければならない。

よって、補助金等を概算払により支払った場合においては、精算書の作成をされたい。

なお、前金払用の支出命令書が使用されていたため、概算払用のものを使用されたい。

(4) 書類に形式上の不備はないか。

ア コミュニティ助成事業助成金

起案文書の決裁年月日欄に記載がないものが見受けられた。

起案文書は、事案の処理について町が組織として意思決定をする基礎となるものである。

よって、起案文書の作成に当たっては、『文書事務の手引』に則り必要事項を記載されたい。

イ 木津防犯推進委員協議会支部助成金

補助金交付申請書の提出年月日欄に記載がないものが見受けられた。

補助金規則第4条では「補助事業者等が、補助金等の交付申請をしようとするときは、申請書に補助事業等に関する事業計画書及び収支予算書並びにその他町長が必要と認める書類を添え、町長が定める時期までに提出しなければならない。」と規定されている。

つまり、補助金等の交付を決定するためには、申請が期限内に行われているかを審査する必要がある。

よって、補助金交付申請書には、提出年月日欄に記載するよう補助事業者等に対して求められたい。

ウ 家庭向け自立型再生可能エネルギー設備導入事業補助金

補助金交付申請書の提出年月日欄に記載がないものが見受けられた。

精華町家庭向け自立型再生可能エネルギー設備導入事業補助金交付要綱第5条では「補助金の交付を受けようとする者は、精華町家庭向け自立型再生可能エネルギー設備導入事業補助金交付申請書を自立型再生可能エネルギー設備の設置後3か月以内に町長に提出しなければならない。」と規定されている。

つまり、補助金等の交付を決定するためには、申請が期限内に行われているかを審査する必要がある。

よって、補助金交付申請書には、提出年月日欄に記載するよう補助事業者等に対して求められたい。

エ 古紙回収事業実施補助金

実績報告書の提出年月日欄に記載がないものが見受けられた。

精華町古紙回収事業実施補助金交付要綱第6条では「実施団体は、年間の回収実績を12月20日までに精華町古紙回収事業実績報告書により町長に報告する」規定されているため、実績報告書の提出が期限内に行われているかを審査する必要がある。

よって、実績報告書には、提出年月日欄に記載するよう補助事業者等に対して求められたい。

オ 公共下水道接続工事普及奨励金

補助金交付申請書の提出年月日欄に記載がないものが見受けられた。

補助金規則第4条では「補助事業者等が、補助金等の交付申請をしようとするときは、申請書に補助事業等に関する事業計画書及び収支予算書並びにその他町長が必要と認める書類を添え、町長が定める時期までに提出しなければならない。」と規定されている。

つまり、補助金等の交付を決定するためには、申請が期限内に行われているかを審査する必要がある。

よって、補助金交付申請書には、提出年月日欄に記載するよう補助事業者等に対して求められたい。

2 平成30年度定期監査において指導した事項の改善状況

平成30年度において指摘した内容については、おおむね改善の方向にあることが確認された。